第2号加入者に係る事業主の証明書(共済用)① (記入ガイド)

この記入ガイドを参考に ご記入いただく書類

- ・第2号加入者に係る事業主の証明書 1枚目
- 第2号加入者に係る事業主の証明書 2枚目
- ・第2号加入者に係る事業主の証明書 3枚目

申出者の方へ

- ・この証明書は、個人型年金の加入者資格を証明する重要書類です。
- ・「申出者」欄は申出者が記入してください。「事業主」欄は事業主が記入してください。

お問い合わせ

auのiDeCoに関するお問い合わせは、 下記ダイヤルへお電話ください。

■携帯電話/一般電話から(通話料無料)

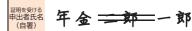
0120-120-401

受付時間 9:00~17:00 ※祝日・年末年始・メンテナンス日を除く

⚠️ 白地内のすべての項目(印字箇所は除く)に、ボールペンで見やすく記入してください。

訂正方法

● 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。 (申出者の情報欄:申出者が訂正/事業主の情報欄:事業主が訂正)



1.申出者の情報

証明を受ける申出者氏名

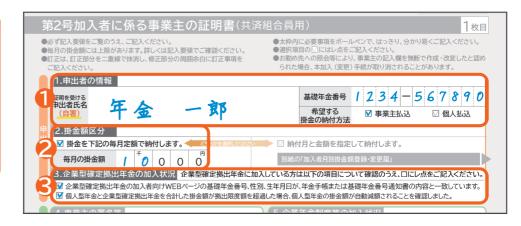
申出者が自署してください。

基礎年金番号

基礎年金番号は、年金手帳を参照のうえご 記入ください。

希望する掛金の納付方法

該当する口にレ点を記入してください。



2.掛金額区分

毎月の掛金額

「事業主払込」の方で、選択肢の「掛金を下記の毎月定額で納付します」を選んだ方 は記入してください。下限5,000円から上限12,000円まで、千円単位で指定で きます

なお、企業型確定拠出年金に加入している方の掛金限度額は事業主掛金額によっ て異なります。

企業型確定拠出年金の事業主掛金	個人型年金の拠出限度額
15,500円未満	12,000円
15,500円以上	27,500円 - 事業主掛金額 例)27,500円 - 20,000円 = 7,000円

3.企業型確定拠出年金の加入状況

企業型確定拠出年金に加入している方は以下の項目について確 認のうえ、口にレ点をご記入ください。

- ・企業型確定拠出年金の加入者向けWEBページの基礎年金番 号、性別、生年月日が年金手帳または基礎年金番号通知書の 内容と一致している方は、口にレ点を記入してください。
- ・企業型確定拠出年金の事業主掛金が増額され、個人型年金の 掛金額が拠出限度額を超過した場合、自動で掛金額が減額さ れることを確認した方は、口にレ点を記入してください。

ご注意事項

- 企業型確定拠出年金に加入している方で、マッチング拠出を選択している、または企業型確定拠出年金の事業主掛金が年単位拠出の場合は加入すること ができません。
- 公的年金*1や企業年金*2の加入状況に変更があった場合は、「加入者他年金(企業年金等)加入状況変更届(K-028号)」の添付が必須です。 ※1 第2号被保険者から共済組合員に変更した場合。
- ※2 事業所の変更はないが、企業年金制度等を変更した場合。
- 企業型確定拠出年金に加入している方は、年金手帳または基礎年金番号通知書などに記載された基礎年金番号、性別、生年月日が、企業型確定拠出年金 の加入者向けWEBサイトに表示されている基礎年金番号、性別、生年月日と、一致していることを確認してください。
- 企業型確定拠出年金と企業年金等に同時加入し、企業型確定拠出年金の事業主掛金額が22,500円を超えている場合は個人型年金に加入できません。 個人型年金加入後に、企業型確定拠出年金の事業主掛金額が22,500円を超えた場合、個人型年金の拠出が停止します。
- 個人型年金と企業型確定拠出年金に同時加入し、企業型確定拠出年金の事業主掛金額が次に該当する場合は、個人型年金の拠出限度額が引き下げられ ます。
 - ・事業主掛金額が15,500円以上(企業年金等に加入している場合)
 - 個人型年金の拠出限度額は「12,000円-(事業主掛金額-15,500円)」
 - (注)「個人型年金の拠出限度額」が5,000円未満の場合は、個人型年金に加入できません。
- 加入後に個人型年金の掛金額が上記金額を超過していた場合、個人型年金の掛金額は拠出限度額内になるよう自動で減額されます。また、減額後の掛金 額が5,000円未満となった場合は掛金の拠出が停止されます。

第2号加入者に係る事業主の証明書(共済用)② 記入ガイド

この記入ガイドを参考に ご記入いただく書類

- ・第2号加入者に係る事業主の証明書 1枚目
- ・第2号加入者に係る事業主の証明書 2枚目
- ・第2号加入者に係る事業主の証明書 3枚目

この度、貴社従業員さまが個人型確定拠出年金へ加入されるにあたり、確定拠出年金法令に より事業主さまに加入資格の可否をご確認いただく必要があります。以下ご確認ください。

事業主の方へ

- ・この証明書は、個人型年金の加入者資格を証明する重要書類です。
- ・「申出者」欄は申出者が記入してください。「事業主」欄は事業主が記入してください。

お問い合わせ

auのiDeCoに関するお問い合わせは、 下記ダイヤルへお雷話ください。

■携帯電話/一般電話から(通話料無料)

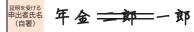
0120-120-401

受付時間 9:00~17:00 ※祝目・年末年始・メンテナンス目を除く

⚠ 白地内のすべての項目(印字箇所は除く)に、ボールペンで見やすく記入してください。

訂正方法

● 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。 (申出者の情報欄:申出者が訂正/事業主の情報欄:事業主が訂正)



4.事業主の署名等

個人事業主の場合は、次のように記入して ください。

「事業所名称」→事業主の住所 「事業主名称」→事業主の氏名

証明ご担当者名

証明書を記入したご担当者名を記入して ください。

5.企業年金制度等の加入状況

該当する番号を記入してください。

6.申出者を使用している事業所 の住所・名称等

連合会へ登録している名称・住所を記入し てください。

「4.事業所の署名等」と同一の場合は記入 不要です。

7.連合会への「事業所登録」の有無等

該当する項目にチェックし、登録事業所番号 をご記入ください。

8.掛金の納付方法

該当する項目にチェックしてください。

国民年金基金連合会 御中	事務処理センター用
第2号加入者に係る事業主の証明書(共済	組合員用) 1枚目
●必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。 ●毎月の掛金額には上限があります。詳しくは記入要領でご確認ください。 ●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項を ご記入ください。	 ■太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。 ●選択項目の「ごにはレ点をご記入ください。 ●お勤め先への照会等により、事業主の記入欄を無断で作成・改変したと認められた場合、本加入(変更)手続が取り消されることがあります。
1.申出者の情報	
証明を受ける	基礎年金番号
申出者氏名 (自署)	希望する ② 事業主払込 ② 個人払込 掛金の納付方法
2.掛金額区分	174 TEG 2 (6.11.2.2.7.7)
世	▶ ☑ 納付月と金額を指定して納付します。
毎月の掛金額	別紙の「加入者月別掛金額登録・変更届」
3.企業型確定拠出年金の加入状況 企業型確定拠出年金に加入	している方は以下の項目について確認のうえ、口にレ点をご記入ください。
☑ 企業型確定拠出年金の加入者向けWEBページの基礎年金番号、性別☑ 個人型年金と企業型確定拠出年金を合計した掛金額が拠出限度額を超過	、生年月日が、年金手帳または基礎年金番号通知書の内容と一致しています。
4.事業主の署名等 郵便番号 123-4567 電話番号 12-3456-7890	5.企業年金制度等の加入状況 下記の該当番号を記入してください。 番号 5 0
事業所名称	50 国家公務員共済組合(長期)
(カナ) 〇〇ショウ	51 地方公務員共済組合(長期) 52 私立学校教職員共済制度(長期)
申出者について、個人型年金の加入資格があることを証明します。	53 企業型確定拠出年金および私立学校教職員共済制度(長期)
証明日 令和 / 年 / 2月 / 2日	上記の番号が【53】の場合は、□にレ点をご記入ください。 ☑ 申出者はマッチング拠出をしていません。
※3ヵ月以内有効	☑ 事業所の事業主掛金は年単位拠出ではありません。
^{± 所} 東京都○○区△△ 1 — 2 3 — 4 5 6 □□ビル	6.甲出者を使用している事業所の住所・名称等
***************************************	郵便番号 123-4567 電話番号 12-3456-7890
事築所名称	##\final
O ik	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *
	事業所名称 ○○省 ○○局
事業主名称(代表者肩書 氏名) (証明ご担当者名:午金 三 剪)	※[』(重要主の要名等)
	7.連合会への「事業所登録」の有無等
	振込用 1 2 3 4 5 6 7 8 ☑「事業主払込」で登録済
	・
	☑「個人払込」で登録済
	掛金納付方法 図1:事業主払込 図2:個人払込 図3:振込
8.掛金の納付方法 必ずいずれかを選択してください	左で◐または◐を選択した場合のみご記入ぐださい。
☑ ❶申出者が希望しているため、「事業主払込」とする。	☑ ①振込を選択する。
②申出者が希望しているため、「個人払込」とする。③申出者は「事業主払込」を希望しているが、「個人払込」とする。	☑ ②口座振替で直近12カ月以内に引落実績がある。☑ ③口座振替で直近12カ月以内に引落実績がない、
▼「事業主払込」が困難な理由を選択してください。	または不明である。
□「事業主払込」を行う体制が整っていないため。 □ その他()	③再度預金口座振替登録が必要な場合、別途 「登録事 業所掛金引落機関情報登録・変更届」 の提出が必要
☑ ❷申出者は「個人払込」を希望しているが、「事業主払込」とする。	となります。